



公道走行 ガイドブック

直接装着するタイプの作業機を付けた
農耕トラクタが公道走行できるようになりました

後写鏡(バックミラー)

保安基準項目	項目	保安基準等の概要
44条	備え付け	自動車には、後写鏡を備えること。
	性能	走行中の運転により著しくその視界を阻むおそれのある方向に取付けられたものであること。 各方向に方向の調整をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 鏡面に著しいひびきずみ、曇り又ははびりがないこと。
	形状・取付位置等	長さ47cm以下、幅17cm以下、高さ20cm以下、かつ、 高さ20cm以下15cm以下の円筒状 運転者席において、自動車の右外側、上縁が50cmまでの間にある車両の交通状況を確保できること。 運転者席において、自動車の左右の外側、上縁方50m以内の間の交通状況及び左外側付近(運転者席において確保できる部分を除く。)の交通状況を確保できること。 上記を備える自動車 自動車の高さから250mm以上突出しないこと。

番号灯(ライセンスランプ) ※小形特殊自動車は除く。

保安基準項目	項目	保安基準等の概要
36条	備え付け	自動車の後面には、番号灯を備えること。
	性能	夜間後方20mから、自動車検査番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標の番号等を確保できること。(番号灯試験機を用いて計測した番号標裏面の照度が4ルクス以上又は検査型式指定品(ナンバー灯適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯色が損傷し、又はレンズ面が著しく汚れているおそれがあるものは、一掃が点灯しないものでないこと。
	形状・取付位置等	白色であること。 運転者席において消灯出来ない構造、または防雨灯、防雨灯もしくは車輪灯のいずれかが点灯している場合に消灯出来ない構造であること。(ただし、前風灯または防雨灯をバックアップ用として点灯させる場合は除く) 番号灯の照射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。 灯器の取付部及びレンズ取付部に曇り、かたがたない等性能を損なわないように取り付けられていること。

この程、国土交通省が農耕トラクタに関わる道路運送車両法の運用を見直し、
保安基準に緩和措置が盛り込まれることとなりました



保安基準緩和の認定条件に基づき制限事項に対応することで、

農耕トラクタに作業機を装着しても道路が走行できるようになりました



本ガイドブックは、どうすればこの認定条件に基づき制限事項に対応できるのかを農機販売店の皆様にご案内するためのものです

お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械工業会
TEL 03-3433-0415

日農エコーホームページ: <http://www.jfmma.or.jp>

日農エコー

目次

① どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか?.....	1
② どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない?.....	1
③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない?.....	1
④ まとめ.....	7

1 どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか？

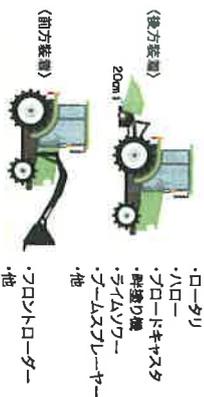


作業機を装着していない状態で、道路運送車両の技術基準(保安基準)の適合性を確保できる農耕トラクタ(小型特殊自動車及び大型特殊自動車)しか道路走行できません。
 作業機を装着していない状態で道路走行できるトラクタか否かを確認してください。
 大抵の場合、農耕トラクタメーカー発行の取扱説明書に記載されています。

2 どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない？

この種の運用員使用は、農耕トラクタに直接装着し、持ち上げて走行するタイプの作業機(以下、直装タイプの作業機)が対象になります。また、各種農耕作業を行うものや農業機械等の運搬を行うトラクタタイプの作業機も道路運送車両

直装タイプの作業機



- ・ロータリ
- ・ハロー
- ・フロントキヤスタ
- ・犁
- ・ライムワゴン
- ・ブームスプレー
- ・他

被けん引タイプの作業機



- ・ロールベア
- ・トールラ
- ・デユクスフッタ
- ・バキュームカー
- ・他

3 どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない？

次の(1)～(6)の諸条件及び保安上の制限を満たした場合は、道路を走行できます。運行にあたっては道路交通法、道路法及び道路管理規程等を遵守すること。

(1) 許可/検査登録に関して

自動車の種類と大きさにより、下表のとおり申請や検査登録が必要となります。

	農耕用小型特殊自動車	農耕用大型特殊自動車
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.0m、全高1.2m、全高3.0mを全て超えない場合	公示一括通知を適用した車両として使用者(農機店業者)が個別に申請する必要はありません。	全国の運輸支庁等で検査登録が必要です。
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.0m、全高1.2m、全高3.0mのいずれかを超える場合	・全幅1.2m、全高3.0mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別通知を申請する必要があります。 ・道路管理規程(国道、地方運輸局長、都道府県、市町村)から特殊車両運行許可を申請する必要があります。	・検査登録が必要です。 ・全幅1.2m、全高3.0mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別通知を申請する必要があります。 ・道路管理規程(国道、地方運輸局長、都道府県、市町村)から特殊車両運行許可を申請する必要があります。

(注)いずれの場合も農耕トラクタの使用が、保安基準適合性を確保する必要があります。

※ 最高速度35km/未満のもの

後述LED(バックランプ) ※全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/以下の特定小型特殊自動車は除く。

保安基準事項	項目	保安基準等の差異	
		備え付け	性能・取付位置等
40条	後退灯	性能・取付位置	後退灯を備えること。
		取付位置	後退灯は2個であること。
		取付条件	後退灯の取付位置は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けらなければならないこと。
		取付位置	後退灯の取付位置は、地上250mm以上であること。
40条	尾灯	性能・取付位置	尾灯は2個であること。
		取付位置	尾灯の取付位置は、地上250mm以上であること。
		取付条件	尾灯の取付位置は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けなければならないこと。
		取付位置	尾灯の取付位置は、地上250mm以上であること。

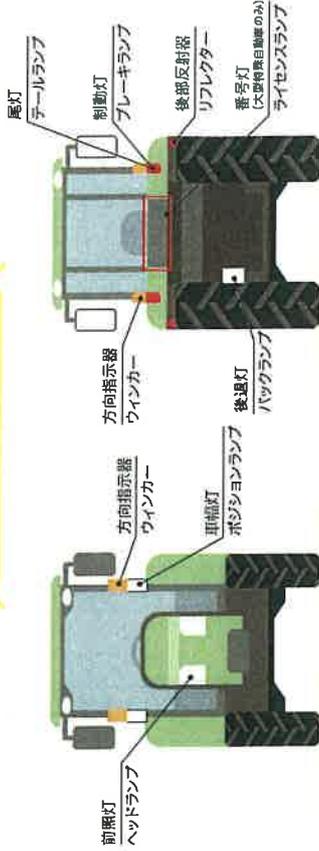
方向指示器(ウインカー)

保安基準事項	項目	保安基準等の差異	
		備え付け	性能・取付位置等
41条	方向指示器	性能・取付位置	方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取付ること。(車体の形状が左右対称でない場合は除く。)
		取付位置	方向指示器は、地上250mm以上であること。
		取付条件	方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取付なければならないこと。
		取付位置	方向指示器は、地上250mm以上であること。

(2) 灯火装置及び反射器の取付け位置に関して

- ① トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置が、他の交通からの被視認性を確保できていれば、灯火装置を移設又は増設しなくても道路を走行できます(前方に作業機を装着する場合も同じ)。

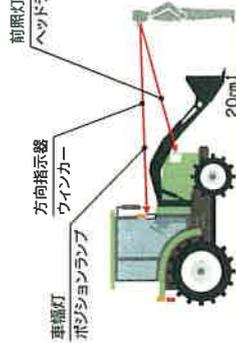
灯火装置



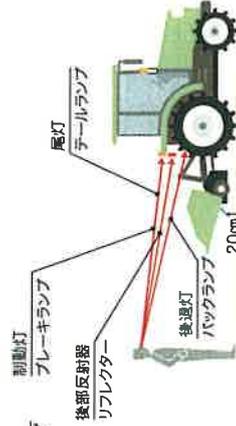
灯火装置、反射器の位置はトラクタのメーカー、シリーズ、型式により異なります。
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、目下最高速度15m/h以下のトラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯は取付け義務がないので、トラクタに装備されていない場合は確認の必要はありません。

灯火装置の視認性確認

<前方装着の作業機の場合>



<後方装着の作業機の場合>



道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて視認性を確認
例えば、ロータリの場合、耕す刃を地面から20cm持ち上げた状態で確認

各種灯火器の視認性確認位置

灯火器	視認性確認位置	確認方法
前照灯 (ヘッドランプ)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	夜間に前方100mから確認できること
車幅灯 (ポジションランプ)	夜間に前方300mから確認できること	昼間に前方100mから確認できること
尾灯 (テールランプ)	夜間に後方300mから確認できること	昼間に後方100mから確認できること
後部反射器 (リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	昼間に後方20mから自動車登録番号の数字等の表示を確認できること

後部反射器(リフレクター)

保安基準項目	項目	保安基準等の基準
38条	備え付け形状	自動車の後面には、後部反射器を備えること。 反射器は、三角形以外の形状であること。
	性能	夜間にその後方150mの距離から法定用高圧で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。 (反射器の寸法が10cm以上又は設置式指定高(圧マーク適合品)をしくこれに準ずる性能を有する反射器が取付け、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
38条	色	赤色であること。
	取付位置	反射器の上縁の高さは、地上1500mm以下であること。 反射器の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
	取付位置等	反射器の取付位置は、自動車の最外縁から400mm以内であること。
	取付条件	車両中心線に対して対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。) 反射器の取付部及びレンズ取付部に曇り、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。

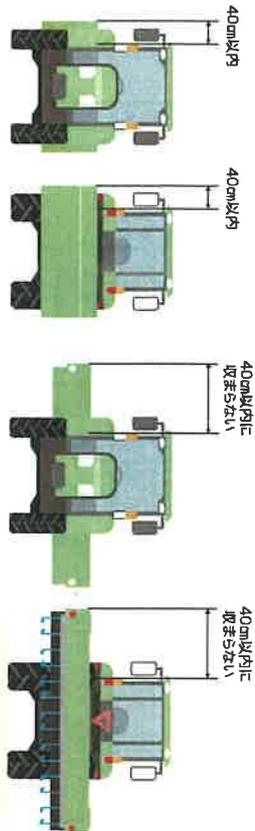
制動灯(ブレーキランプ)

保安基準項目	項目	保安基準等の基準
39条	備え付け性能	自動車の後面の両側には、制動灯を備えること。 左側にその後方100mの距離から点灯を確認できること。 (点灯が15m以上60m以下で照明部の寸法が20cm以上又は設置式指定高(圧マーク適合品)をしくこれに準ずる性能を有する場合は、基準に適合する。) 灯室が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
	灯光の色	赤色であること。
39条	性能	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。
	取付位置	ただし、後面に点灯で備える制動灯は、前記によらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。 この場合、制動灯の照明部の上縁の高さは地上2,100mm以下で、かつ、道路で備える制動灯の照明部の下縁の高さと所が100mm以上離れていること。
	取付位置等	照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。
	取付位置等	照明部の最外縁は自動車の最外縁から400mm以内であること。 車両中心線に対して左右対称に取り付けられていること。 (ただし、後面形状が非対称の自動車は除く。)
39条	取付条件	灯室の取付部及びレンズ取付部に曇り、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
	構造	主制動機操作時のみ、点灯のこと。 尾灯と車両の前照灯は、同時に点灯したときの光量が尾灯のみを点灯したときの光量の5倍以上となる構造であること。

② ①の場合でも、トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置の量外側が、それぞれ量外側から40m以内とならない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り量外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り量外側に、白色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

○ <40m以内に装着されている場合> × <作業機的全幅(量外側)から、40m以内に収まらない場合>



■道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

前照灯(ヘッドランプ)	量外側から可能な限り40m以内、高さは可能な限り50cm以上120cm以下
率標灯(ボシヨシヨランプ)■	量外側から40m以内、高さは地上25cm以上210cm以下
尾灯(テールランプ)■	量外側から40m以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後部反射器(リフレクター)	量外側から40m以内、高さは地上25cm以上150cm以下
制動灯(ブレーキランプ)■	量外側から40m以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後退灯(バックランプ)■	高さは可能な限り地上25cm以上120cm以下
方向指示器(ウインカー)	量外側から40m以内、高さは地上35cm以上230cm以下
番号灯(ライセンスランプ) →大型特殊自動車のみ	ナンバープレートを照らすことができる位置

*各長47m以下、全幅1.7m以下、且つ最高速度15m/h以下のトラクタは、取付け位置が付けられています。

③ 作業機の装着により、灯火装置等が視認不能となる場合は、他の交通からの被視認性を確保するため、保安基準に準じた位置に灯火装置等を新たに装着する必要があります。



<小型特殊自動車の場合>

率標灯(ボシヨシヨランプ) ■全幅1.7m以下、全長47m以下、且つ最高速度15m/h以下の特定小型特殊自動車は除く。

保安基準項目	項 目	保安基準等の概要	
		備 え 付 け	備 考
3 4 条 率標灯 灯 付 置 等	性能・構造・取付位置等	灯火の色	白色であること。 ただし、方向指示灯との兼合式、結合式(構造上一体となっているもの)又は兼用式のものに限る。
		灯火の形状	2面又は4面であること。
		取付位置	量外側の上縁の高さは、地上210cm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上35cm以上であること。 照明部の量外側は、量外側から40m以内であること。
		取付要件	取付位置は、量外側から40m以内であること。 取付位置は、量外側から40m以内であること。(前面形状が特殊の自動車を除く) 灯体の取付部及びレンズ取付部に曇り、かたがなりの性能を損なわないように取り付けられていること。
	備 考	前照灯の照明部の量外側が自動車の量外側から40mを超え自動車にあつては、前照灯点灯時に消灯できないこと。 率標灯は、尾灯及び警告灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならぬ。	

尾灯(テールランプ) ■全幅1.7m以下、全長47m以下、且つ最高速度15m/h以下の特定小型特殊自動車は除く。

保安基準項目	項 目	保安基準等の概要	
		備 え 付 け	備 考
3 7 条 尾 灯 取 付 位 置 等	性能・構造・取付位置	灯火の色	赤色であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは、地上210cm以下であること。
		取付要件	量外側の上縁の高さは、地上210cm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上35cm以上であること。 照明部の量外側は、量外側から40m以内であること。
		備 考	ただし、後面に追加で備える尾灯は、前照灯定位置より、自動車の構造上、可能な限り最も近い位置に取り付けることである。 この場合、尾灯の照明部の上縁の高さは地上100cm以下で、かつ、追加で備える尾灯の照明部の下縁の高さは、量外側から40m以上確保されていること。 照明部の下縁の高さは、地上35cm以上であること。

(8) 灯火器類の保安基準適合要領

前照灯(ヘッドランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の概要	
保安基準第20条ノハ自動車	走行用前照灯	備え付け	自動車の前面には、次基準適合する走行用前照灯を備えなければならぬ。
		性能	夜間前方50mの照度等を確保できること。かつ、緑色光線の合計は400,000cdを超えないこと。
	前照灯	灯光の色	照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。
		他	白色であること。
	灯火の構造	照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわかない構造であること。
		取付位置	2個又は4個であること。左右両取付であること。 左右対称に取り付けられていること。 (ただし、前向きが球状の1脚用を除く。)
	性能	備え付け	自動車の前面には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならぬ。
		性能	他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間前方15mの障害物を確認できること。
	他	灯光の色	白色であること。
		照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわかない構造であること。
灯火の構造	他	2個であること。左右両取付であること。	
	取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上、地上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる高さ)であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上(自動車の構造上、地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる高さ)であること。	
保安基準第20条ノニ自動車	走行用前照灯	備え付け	照明部の最外縁は自動車の最外縁から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。
		性能	自動車の前面には、白色の走行用前照灯を備えること。 1脚、2脚又は4脚であること。
	他	性能	走行用前照灯は、安全な走行を確保できる構造を有するものとする。(走行用前照灯が1灯10,000cd以上のものは、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。)
		性能	照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。
	性能	照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわかない構造であること。
		備え付け	自動車の前面には、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。 (光度は10,000cd未満の未調の走行用前照灯を備えるものは除く。)白色であること。
	他	照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわかない構造であること。
		取付位置	照明部の最外縁は自動車の最外縁から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。

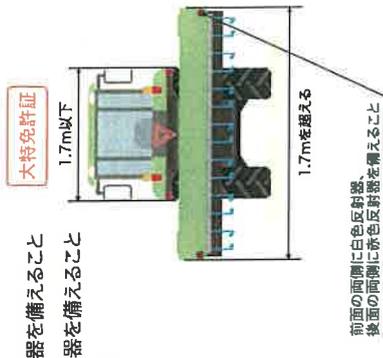
(3) 特定小型特殊自動車のトラクタに関して

- ① 特定小型特殊自動車(全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタ)は、幅1.7mを超える作業機を装着しても、前照灯、後部反射器、方向指示器が他の交通からの視認性を確保できていれば、車輪灯、尾灯、制動灯、後退灯を省略しなくても道路を走行できます。但し、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

- ② 幅1.7mを超える作業機を装着する場合は、左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。

- ③ 作業機を装着して全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかを超える寸法で道路を走行する運転者は、大型特殊自動車の運転免許証(「農耕用に限る」を含む)を取得している必要があります。



(4) 安定性に関して

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常の速度で道路走行できます。作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度又は35度(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に達しない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・運行速度15km/h以下で道路走行すること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを後面及び、運転席に表示すること(但し、最高速度が15km/h以下のトラクタは除く)

その他留意事項

- ・作業機を装着してグラウンドクリアランスを200mmにした状態での最大安定傾斜角度を順次調査し、運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機の組合せを、日農工のホームページにリストアップしていきます。



※車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上

[日農工ホームページアドレス: <http://www.jfmma.org.jp>]

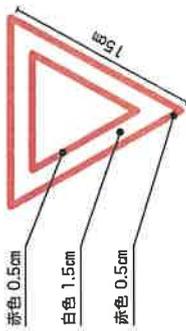
(4) 制限標識

前記図一(1)～(4)及び(6)の標和項目に該当し制限を受ける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に表示しなければなりません。

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条第十九号様式(制限を受けた自動車の標識)

※形状は倒立正三角形とすること
※寸法、色を反映させること



(5) 全幅や最大安定傾斜角度の標和を受ける場合

全幅や制限速度の表示

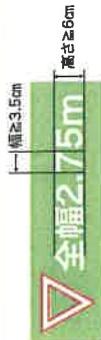
・作業機を装着した状態の全幅表示例(後面)

・最大安定傾斜角度の基準を標和された場合は、最高速度15km/h以下の制限速度を表示すること(後面)

・全幅や制限速度を運転席にも表示すること

・全幅と制限速度の両方の標和を受ける場合は「全幅」「制限速度」の順に表示すること

・表示スペースが広く取れない場合、別々に表示しても可。制限を受けた自動車の標識(▽)はひとつでも可



※寸法は全幅表示と同じ

(6) 反射器、灯火器、外側表示板のイメージ

各メーカーから推奨品や取付け要領等が準備される見通しです。

反射器



白色(前面)



赤色(後面)

灯火器



白色(前面)

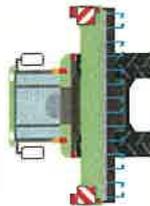


赤色(後面)

外側表示板

ゼブラシート

寸法28.2mm×28.2mm以上



機体を白でゼブラが上図のように外開きになるように備えること

まとめ

(1) 運転免許

トラックで道路を運転するためには、以下の運転免許を取得している必要があります。

制限	トラックに作業機を装着した状態の寸法が全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)、全長4.7m以下、且つ、最高速度が15km/h以下の場合	左型の寸法・運行速度の制限をひとつも上回る場合
必要な運転免許証	小型特殊免許 (大型免許/中型免許/準中型免許/普通免許/大型特殊免許/大型二輪免許/普通二輪免許 も含む)	大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)

(2) 保安基準への適合性確認

車両の種類によって申請/検査登録の要否が異なります。

車両の種類	農耕用小型特殊自動車	農耕用大型特殊自動車
保安基準への適合性の確認	公示一括緩和を適用した車両として使用者(農業従事者)が個別に申請する必要はない。 但し、使用者が保安基準適合性を確保する責任を負う	全国の運輸支庁等で検査登録が必要 (作業機を装着した状態の検査登録に関わる道路運送車両法の運用の見直しが検討されています)

(3) 基準緩和項目と制限事項の整理

灯火器類の視認性や安全性、幅で基準緩和されると、以下の制限事項に対応する必要があります。

灯火器類の視認性*	物体寸法		トラックに作業機を装着した状態の寸法が、全幅2.5m、全高2.0m、全長4.7m以下の場合	トラックに作業機を装着した状態の寸法が2.5mを上回る場合	共通
	全ての灯火器が他の交通からの被視認性を確保できている場合	灯火器の取付位置が全て最外側から400m以内の場合			
<p>対象の灯火器類</p> <p>加照灯(ヘッドランプ) 車輪灯(ホイールランプ) 尾灯(テールランプ) 後部反射器(リアウイング) 制動灯(ブレーキランプ) 方向指示器(ウインカー)</p>	<p>他の交通からの被視認性が確保できない灯火器がある場合</p>	<p>最外側から400m以上となる灯火器がある場合</p>	<p>制限事項①</p> <p>全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラックで、車輪灯・尾灯・制動灯・後照灯を備えないものは幅1.7mを備える作業機を装着する場合は、 ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること ・左右両側に後写鏡(▽ウイングミラー)を備えること</p> <p>制限事項②</p> <p>・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を装着すること ・全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかを超える場合は左右両側に後写鏡(▽ウイングミラー)を備えること</p> <p>制限事項③</p> <p>・被視認性が確保できない灯火器は保安基準を確保する位置に、灯火器を新たに装着すること ・全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかを超える場合は左右両側に後写鏡(▽ウイングミラー)を備えること ・通常の速度で道路走行できる</p>	<p>制限事項④</p> <p>・道路管理者(国・道・地方整備局、都道府県・市町村)から、特殊車両通行許可を得ること ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)と作業機を装着した状態の全幅寸法を後面及び運転席に表示すること</p> <p>制限事項⑤</p> <p>・制限事項④に対応すること ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光束300カンテラ以下)を備えること、白色灯火器は前照灯、車輪灯、尾灯と運動すること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光束300カンテラ以下)及び赤色反射器を備えること、赤色灯火器は前照灯、車輪灯、尾灯と運動すること</p> <p>制限事項⑥</p> <p>・制限事項④に対応すること ・被視認性が確保できない灯火器は保安基準を確保する位置に灯火器等を新たに装着する必要がある</p>	<p>運行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、道路運送車両法施行令等を遵守すること</p>
安定性	<p>最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)の場合</p> <p>最大安定傾斜角度が30度又は35度(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合</p>				
操舵輪の分担荷重	操舵装置の車両軸重量が20%以上	操舵装置の車両軸重量が20%未満			

*後照灯(バックランプ)や番号灯(ナンバーランプ)は基準緩和と制限の対象外だが、後照鏡類が確保できない場合は、保安基準を確保する位置に後照鏡を設置する必要がある